

## 行政不服審査法に基づく審理員候補者の名簿の公表について

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 17 条の規定に基づき、丹羽広域事務組合管理者が審査庁となる審査請求について、審理員となるべき者の名簿を作成しましたので、公表いたします。

### 審理員候補者一覧

所属	職員
事務局	総務課長の職にある職員
水道部	管理課長の職にある職員
消防本部	消防課長の職にある職員

備考 審査請求があった場合は、審理員候補者のうちから 1 人以上を審理員として指名します。

平成 29 年 4 月 3 日 現在

＝問い合わせ先＝

丹羽広域事務組合総務課  
0587-95-3400（代）